

Q



生前贈与による節税ができなくなると聞きましたが、詳細について教えてください。

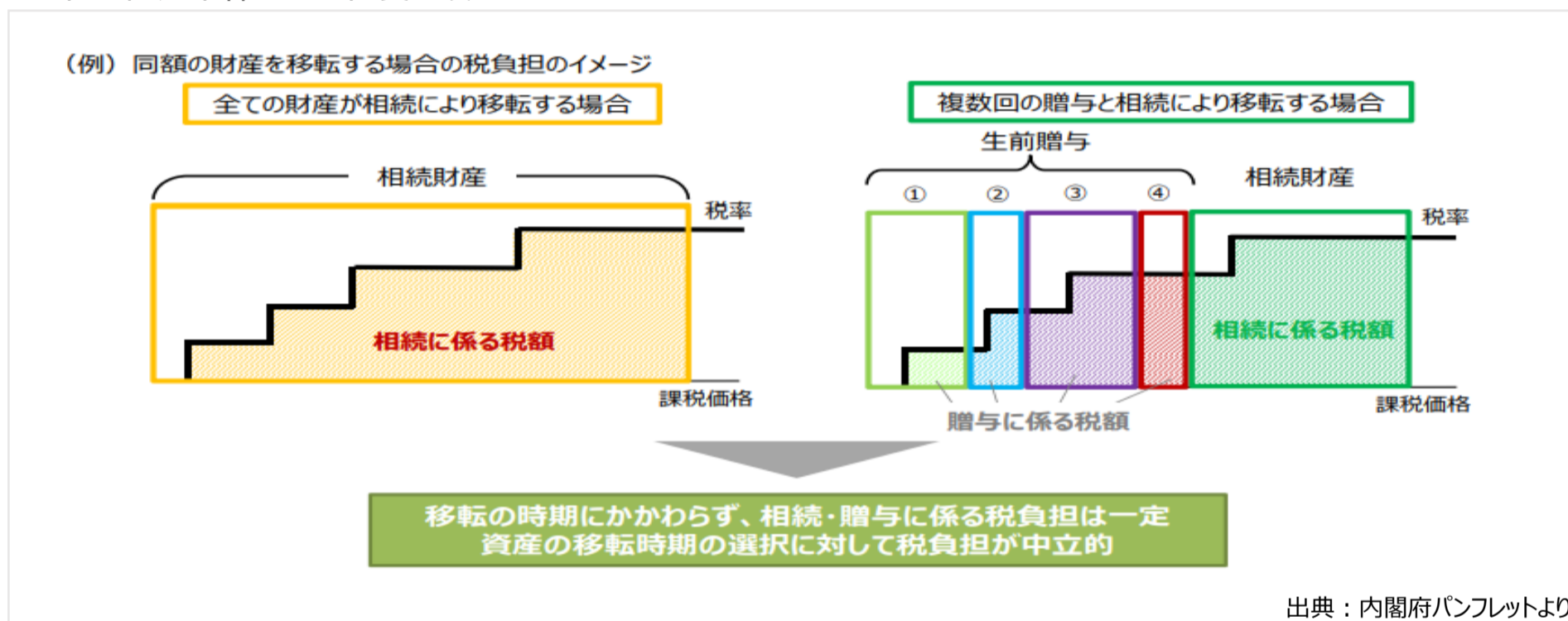
A



現在は検討段階ではありますが、毎年の110万円の基礎控除や税率差を活用した相続税対策としての生前贈与については今後節税できなくなると考えられます。相続税と贈与税を一体的に捉えて課税する観点から、相続時精算課税と暦年課税の課税方法に変更が加わる可能性があります。

● 資産移転の時期の選択に中立的な税制とは ●

- ・資産の移転の時期（回数・金額含む）にかかわらず、納税義務者にとって、生前贈与と相続を通じた資産の総額に係る税負担が一定となることを、「資産移転の時期の選択に中立的」という。
- ・贈与者は、税負担を意識して財産の移転のタイミングを計る必要がなくニーズに即した財産の移転が促される。一方で意図的な税負担の回避も防止される。
- ・主要国（米・独・仏）では、贈与税・遺産税（相続税）の税率表が共通で、相続・贈与に係る税負担の中立性が確保される制度を設けている。



<参考>

	暦年課税	相続時精算課税
制度概要	毎年1月1日から12月31日までの1年間に贈与された財産の合計額に対して課税される	父母又は祖父母から子又は孫への贈与につき、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に精算する課税方式
贈与者	制限なし	親又は祖父母
受贈者	制限なし	子又は孫
贈与者の年齢	制限なし	60歳以上の父母又は祖父母
受贈者の年齢	制限なし	20歳以上の子又は孫
税率	10%～55%の累進課税	非課税枠を超えた部分について一律20%
控除額	基礎控除額110万円/年	非課税枠2,500万円
相続時の精算	相続税とは別途計算（ただし、相続開始前3年以内の贈与は贈与時の評価額で相続財産に加算）	贈与財産は贈与時の評価額で評価し相続税計算時に精算
相続税<贈与税の場合	差額還付されない	差額還付される

適用時期に関しては検討中

POINT



適用時期についても未定ですが、今後の税制改正による動向に注意しながら駆け込み贈与等の対策も検討しましょう。